熊谷市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号。以下「法」という。）第１１８条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第１１８条第１項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）定款

（２）登記事項証明書

（３）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（４）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

（５）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

（６）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

（７）推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面

（８）活動地域を示す図面

（９）法第１１９条に規定する業務に関する計画書

（10）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（指定の基準等）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第１１８条第１項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

（１）まちづくりの推進を活動目的としていること。

（２）申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。

（３）熊谷市内に事業所を有し、熊谷市都市再生整備計画の区域内で活動を行っていること。

（４）必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために、必要な措置を講じていること。

（５）業務を的確かつ円滑に遂行するために、必要な経済的基礎を有していること。

（６）関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。

（７）熊谷市暴力団排除条例（平成２５年６月条例第２８号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと並びに同条第２号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。

２　市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第４条　推進法人は、法第１１８条第３項の規定による変更の届出を行う場合は、名称等変更届出書（様式第３号）により行うものとする。

２　推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第５条　推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

２　推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

３　市長は、推進法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第１２１条第１項の規定により、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第６条　市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第１２１条第２項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消）

第７条　市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第３条第１項各号のいずれかに該当しないことが判明したときは、法第１２１条第３項の規定による推進法人の指定を取り消すことができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１２月７日から施行する。